

第5章 事故災害応急対策計画

第1節 基本方針

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署、所管各機関

事故災害は、風水害、地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害による人的及び物的被害、影響範囲が局地的である。したがって、応急対策実施上必要となる交通網、情報網、そして電話・電気・ガス等のライフラインは、基本的に機能しており、事故そのものへの対応が事故災害対策の中心となる。

むしろ、住民生活に及ぼす影響については、風評被害等、社会的被害が大きなものとなるおそれがある。このため、事故災害への対応は、以下の3点を基本方針として行う。

■事故災害への基本方針

- ◇発災初期においては、一刻も早い人命救助と、二次災害防止に全力を集中すること。
- ◇被災した住民等及び被災のおそれのある住民等に対し、必要な救援又は支援を行うこと。
- ◇正確な情報を適切かつ適時に広報し、事故による人的・物的・社会的被害の最小化を図ること。

なお、対策の実施者、防災体制、及び県、国等への報告については、以下のとおりとする。

1 対策の実施者

原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防本部が中心となるものとし、市においては、消防本部が警察署と連携し、救出、救急、消火等の作業を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合（そのおそれがある場合を含む。）、あるいは住民等に影響が及ぶおそれのある場合には、市の機能をもって応急対策を実施する。

2 防災体制

(1) 初動対応

事故災害発生の通報を消防本部、警察署等から受けた場合、市は、1号配備をとり、市長公室危機管理室に「情報連絡本部」を設置する。

各部にわたる対策が必要な場合は、「事故対策本部」を設置し、災害警戒本部体制2号配備をとる。その後、対策の必要に応じて、より高次の配備体制に移行し、救助法適用要請要件を満たす場合は、「災害対策本部」によるものとする。

(2) 情報連絡本部の設置

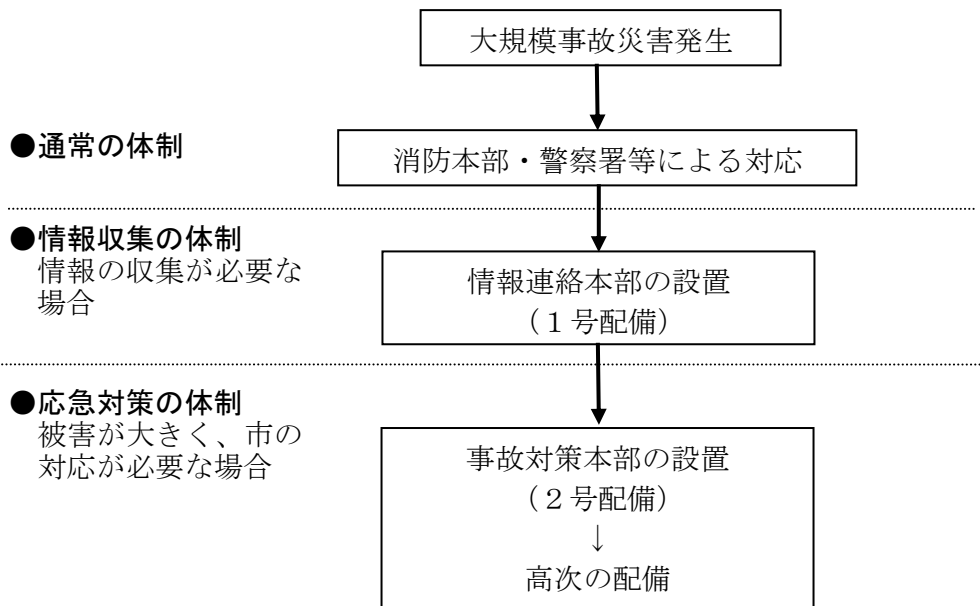
情報連絡本部においては、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に連絡員を派遣し、状況の把握に努める。

(3) 事故対策本部の設置

情報収集の結果、市各部により対応する必要がある場合は、市長に対し、事故対策本部の設置、必要な配備体制及び職員の動員指示について意見具申し、速やかに応急対策実施体制を確立する。

(4) 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害警戒本部の組織及び運営を準用する。



■大規模事故への基本的な対応

3 県、国への報告

県、国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 県への報告

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

報告の種類	報告の手順	報告先
被害速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し、防災行政無線FAX等で報告する。	県消防防災課 勤務時間外においては 危機管理防災部当直 ○勤務時間内 電話 048-830-8181 (直通) FAX 048-830-8159
	◇特に指示する場合ほか2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し、防災行政無線FAX等で報告する。	防災無線電話 83-6-8181 防災無線 FAX 83-6-8159 ○勤務時間外(危機管理防災部当直) 電話 048-830-8111 (直通)
確定報告	◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき、様式第3号「被害状況調」に必要事項を記載し、文書で報告する。	FAX 048-830-8119 防災無線電話 83-6-8111 防災無線 FAX 83-6-8119

(2) 国への報告

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

- ◇消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知した場合
- ◇通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ◇119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■消防庁への直接即報基準

火 災 等 即 報	一般基準	◇死者が3人以上生じたもの ◇死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
	交通機関の 火災	◇航空機、列車等の火災で次に掲げるもの ・航空機災害 ・列車事故
	原子力災害	◇放射性物質の漏えい ◇放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ◇核燃料物質等運搬中の事故（その通報があった場合） ◇基準以上の放射線の検出（その通報があった場合）
	危険物等に 係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ◇死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ◇負傷者が5人以上発生したもの ◇周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発等により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ◇500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ◇河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの ◇市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物の漏えい事故
救急・救助事故 即報		◇死者5人以上の救急事故 ◇死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ◇要救助者が5人以上の救助事故 ◇覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ◇その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ・列車、航空機等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック、テロ等による救急・救助事故

■報告先

		平日 (9:30~18:15) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネット ワーク	電 話	84-048-500-90-49013	84-048-500-90-49102
	F A X	84-048-500-90-49033	84-048-500-90-49036

4 その他

この計画に定められていない事項については、第3章「風水害応急対策計画」、第4章「震災応急対策計画」の規定に準じて行う。

第2節 火災対策計画

第1 消防活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、熊谷地方気象台

1 消防本部（消防部）による消防活動

消防部は、防御活動の重点目標を以下のとおりとし、消防力の効果的な運用を図る。

■防御活動の重点目標

- ◇避難地及び避難路確保の優先
- ◇重要かつ危険度の高い地域の防御
- ◇消火可能な地域を優先した防御
- ◇市街地に面する部分の消防活動の最優先
- ◇重要対象物の防護に必要な消防活動の優先
- ◇要救助者の救出救助

2 消防団による消防活動

消防団は、初期消火に当たるとともに、以下の消防本部（消防部）による防御活動に協力し、地域消防力の効果的な運用を図る。

- ◇地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
- ◇地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。
- ◇消防本部による救急救助活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急措置を実施し、安全な場所への搬送を行う。
- ◇避難指示又は避難勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、警察等関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
- ◇早期に情報収集し、消防本部に連絡する。
- ◇応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「消防活動計画」第2「他の消防機関に対する応援要請」参照

4 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報

気象台長は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事から、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- ◇最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ◇平均風速11m/s以上。ただし、降雨、降雪中を除く。
- ◇最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

第2 大規模火災対策

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、防火管理者、自主防災組織

1 消火活動の実施

消防部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「消防活動計画」第1「消火活動」参照

2 相互応援協定の運用

消防部は、他市町との隣接消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定の円滑な運用に努める。また、本部長（市長）は、県に応急対策の実施状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

なお、消防部は、他消防機関及び緊急消防援助隊による消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「消防活動計画」第2「他の消防機関に対する応援要請」参照

3 他機関との連携

消防部は、警察署と相互に協力する。また、本部長（市長）は、必要に応じて知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。

4 救急搬送業務

消防部は、大規模火災発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等に応援を求める。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

5 住民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「消防活動計画」第1「消火活動」参照

第3 林野火災対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	国営武蔵丘陵森林公園、熊谷市消防団

1 消防活動体制の確立

消防部は、林野火災を覚知した場合、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行い早期消火に努めるとともに、近隣市町消防機関、警察署及び県に通報する。また、林野火災防御図を作成し、消火活動の調整を行う指揮所を設置し、関係機関と連携して防御にあたる。火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合は、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

また、地上隊による消火活動によって十分かどうかは早めに判断し、困難な見込みのときは、その旨県へ通報し、空中消火体制を要請する。

■空中消火体制の主な準備事項

◇陸空通信隊の編成	◇林野火災防御図の作成、配置
◇空中消火補給基地の設定	◇ヘリポート等の設定
◇空中消火用資機材等の点検及び搬入	

2 事故対策本部の設置及び広報活動

本部事務局は、林野火災覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部からの消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

また、各部は、消防部、警察署等と連携して、火災発生地区の住民、入山者（ハイカー、観光客、営林活動作業等）等に対して、防災行政無線、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織等はこれに協力をする。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

3 相互応援協定の運用

消防部は、他市町との隣接消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

また、本部長（市長）は、県に応急対策の実施状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

なお、消防部は、他消防機関及び緊急消防援助隊による消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「消防活動計画」第2「他の消防機関に対する応援要請」参照

4 他機関との連携

消防部は、警察署と相互に協力する。また、市長（本部長）は、必要に応じて知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。

5 救急搬送業務

消防部は、林野火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等に応援を求める。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

6 避難、救出等

(1) 本部事務局、消防部は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、各部と協力して避難広報、誘導、避難所の開設及び受入れを行う。また、孤立者を発見した場合は、県防災ヘリコプターを要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第15節「避難計画」参照

(2) 警察署は、応急活動実施のために必要な交通規制を行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第14節「交通対策計画」第2「交通規制措置」参照

第3節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害応急対策

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、市民部医療班、環境部、水道部、消防部
関係機関	県水環境課、熊谷警察署、危険物施設管理者

消防法に定める危険物（石油等）の応急対策については、当該事業所等が、消防本部等に通報の上、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所等

事業所等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

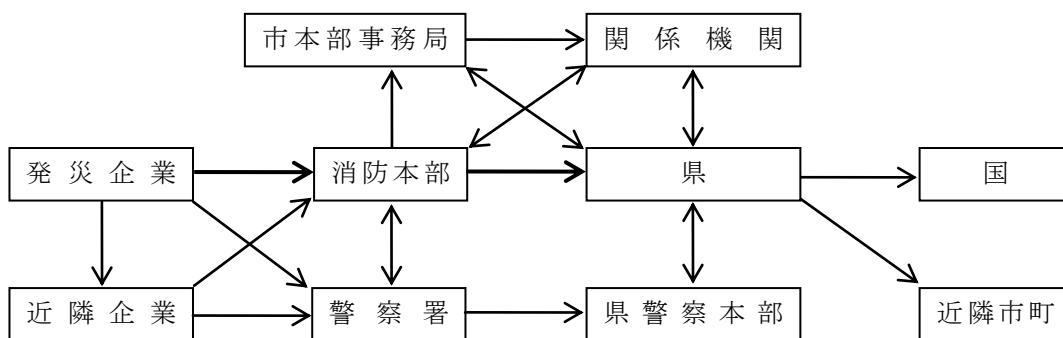
- ◇危険物の流出及び拡散の防止
- ◇流出した危険物の除去、中和等
- ◇災害を免れた危険物施設の応急点検及び必要な応急措置
- ◇その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市・県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



■情報系統図

(2) 市事故対策本部の設置

本部事務局は、危険物施設等事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(3) 災害広報

総合政策部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に対し提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ・ラジオ等報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(4) 救急医療

消防部は、警察等関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先する観点から、市民部医療班は、後方医療施設を広域的に確保するなど、消防部の支援に努める。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

(5) 消防応急対策

消防部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他都府県への応援要請を求める。

(6) 避難

本部長（市長）は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第15節「避難計画」参照

(7) 交通応急対策

市は、各道路管理者、警察署等関係機関と連携し、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

→第3章「風水害応急対策計画」第14節「交通対策計画」参照

(8) 自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策

県は、必要に応じ自衛隊及び日赤等に出動要請を行う。また、東京電力(株)、東日本電信電話(株)、その他の公共機関は、防災業務計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施する。

(9) 水質汚染対策

河川、水源周辺地域に危険物が流出した場合、市は、県及び河川管理者にその旨通報するとともに、水質汚染調査の実施、並びに必要な応じて汚染拡大防止対策を行う。

水道部は、水道水源に汚染のおそれがある場合は、取水停止や広報を行う。

(10) 被災者支援等

各部は、企業、県、その他関係機関と合同して被災者救援・支援のための対策を講じる。

第2 高圧ガス災害応急対策

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、市民部医療班、消防部
関係機関	熊谷警察署、埼玉県LPガス協会、高圧ガス事業者

高圧ガス事故については、当該事業所、事業者等が消防本部等関係機関に通報の上、当該事業所、事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

■高圧ガス災害への措置

- ◇防災関係機関（県、警察署、市、消防本部）への緊急通報
- ◇事業所内における災害対策本部等の設置
- ◇高圧ガスの特性（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた以下の措置
 - ・状況により、設備を緊急運転停止
 - ・火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
 - ・ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
 - ・状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
 - ・状況により、防災要員以外の従業員の退避
 - ・発災設備以外の設備の緊急点検
- ◇防災資機材が不足した場合の近隣事業所・事業者等からの調達
- ◇被害の拡大防止措置及び周辺地域住民への避難の呼びかけ

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所、事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、高圧ガス事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

総合政策部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(5) 救急医療

消防部は、警察等関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先する観点から、市民部医療班は、後方医療施設を広域的に確保するなど、消防部の支援に努める。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

(6) 消防応急対策

消防部は、高圧ガスの特性に基づいた適切な消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に対し、応援出動指示権の発動、他都府県への応援要請を求める。

- (7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動及び公共機関応急対策その他
→本節 第1「危険物等災害応急対策」参照

第3 火薬類災害応急対策

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、市民部医療班、消防部
関係機関	熊谷警察署、火薬類取扱事業者

火薬類事故については、当該事業所、事業者等が消防本部等関係機関に通報の上、当該事業所・事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所・事業者等

事業所、事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

(1) 火薬類製造所における応急措置

- ア 作業者は、原則として、機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに、合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。
- イ 火災又は爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防部（先着の消防隊員）に、消火活動等に必要な情報を提供する。
- 各監督者は、その判断により、防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

(2) 火薬庫における応急措置

- ア 事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する。なお、搬出にあたっては、警察署、消防本部、県等の関係機関との連携を密にして対処する。
- イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防部（先着の消防隊員）に対し山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して、入口窓等の目張等による完全密閉、木部への消火措置等、状況に応じた安全措置を行う。

(3) 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

- ア 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出にあたっては、警察署、消防本部、県等の関係機関との連携を密にして対処する。
- イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防部（先着の消防隊員）に対し消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して、付近の水溝等の水中に沈めるなど、状況に応じた安全措置を行う。

(4) 消費場所における応急措置

- ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外の立入を禁止する。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法により火薬類を回収し、又は廃棄する。
- イ 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生した場合、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

(5) 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下、散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬類占有者等への保管委託を行う。

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

なお、運搬中の事故の場合、警察署は、必要に応じて支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬類占有者等への保管委託に協力する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所、事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市・県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、火薬類事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

総合政策部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(5) 救急医療

消防部は、警察等関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先する観点から、市民部医療班は、後方医療施設を広域的に確保するなど、消防部の支援に努める。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

(6) 消防応急対策

消防部は、火薬類の性質に基づいた適切な消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他府県への応援要請を求める。

(7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動及び公共機関応急対策その他

→本節 第1「危険物等災害応急対策」参照

第4 毒物・劇物災害応急対策

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、環境部、水道部、消防部
関係機関	県水環境課、熊谷保健所、熊谷警察署、毒物・劇物取扱事業者

毒物・劇物事故については、当該事業所、事業者等が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防本部に通報の上、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずるものとするが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

1 事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ◇毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置
- ◇災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- ◇毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所、事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

ア 保健所は、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底する。

イ 消防部は、火災が発生した場合、施設防災管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

ウ 保健所は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防本部、警察署等は、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、毒物・劇物施設等事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。
→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

総合政策部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。
→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(5) 避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺

住民等の避難について協議する。

イ 本部事務局は、必要に応じ、避難勧告又は避難指示を行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第15節「避難計画」参照

(6) 水質汚染対策

河川又は水源周辺地域に毒物・劇物が流出した場合、市は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要な応じて汚染拡大防止対策を行う。

水道部は、水道水源に汚染のおそれがある場合は、取水停止や広報を行う。

第5 サリン等による人身被害対策

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、消防部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署、自衛隊

1 活動体制

- (1) 本部事務局は、サリン等による人身被害が発生した旨の通報を受けた場合、又は覚知した場合、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、事故対策本部等を設置し、他の市町、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。
- (2) 市は、事故原因がテロ等の武力攻撃による場合は、「国民保護に関する熊谷市計画」に基づき総合的な対策を行う。

2 応急措置

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるが、応急措置は、安全側（一般的に風上）を考慮し、実施する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、県知事に対し、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊の派遣、自衛隊の有毒物質汚染除去派遣を要請する。

- (1) 消防職員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。
- (3) 市は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。
- (4) 救出・救助活動は、消防部、警察、緊急消防援助隊により行うが、サリン等による汚染の拡大を防ぐため、危険区域（ホットゾーン）、準危険区域（ウォームゾーン）、安全区域（クリアゾーン）の3ゾーン方式による。
- (5) 医療救護活動は、市内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤の確保、搬送先の広域確保により行うが、サリン等による汚染の拡大を防ぐため、被災者

の除染体制を確立した上で行う。

- (6) 総合政策部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。
- (7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策その他
→本節 第1「危険物等災害応急対策」参照

第4節 放射性物質事故災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部、環境部、所管各部
関係機関	県危機管理課、県水環境課、熊谷警察署、放射性物質取扱事業者

1 輸送等事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 災害速報

本部事務局は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

ア 放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性同位元素等の運搬中に事故が発生した旨を放射性同位元素取扱事業者等から消防本部又は市に通報があったもの。

イ 放射性同位元素取扱事業所において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）で、放射性同位元素又は放射線の漏えいが発生した旨を放射性同位元素取扱事業者等から市に通報があったもの。

(2) 発見者の通報

ア 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

放射性物質取扱事業者等は、施設又は運搬中において、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

■事故発生の通報事項

◇事故発生の時刻	◇事故発生の場所及び施設
◇事故の状況	◇気象状況
◇放射性物質の放出に関する事項	◇予想される災害の範囲及び程度等
◇その他必要と認める事項	

本部事務局は、放射性物質取扱事業者等から受けた情報を直ちに県に連絡する。

イ 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察署に通報する。

また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、消防本部、警察署のいずれかとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡等

放射性物質取扱事業者等は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

また、本部事務局は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

なお、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡することとなっている。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定める

ところにより行うが、特に以下の事項に留意し、応急対策を実施する。

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア 放射性同位元素等の事業所外運搬事故の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市及び県等に連絡する。

イ 放射性同位元素取扱事業所災害の場合

放射性同位元素等の事業所外運搬事故の場合に準ずる。

ウ 不法廃棄事案その他の場合

本部事務局が、県、国（文部科学省）等と連携して行う。

(2) 消火活動

ア 放射性同位元素等の事業所外運搬事故に伴う火災の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署、本部長（市長）が指定した場所（消防法第24条）に通報する。（放射線障害防止法第33条第1項）

消防部は、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

イ 放射性同位元素取扱事業所の火災の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第24条）に通報する。

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、消防本部は事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成12年度消防庁）に基づき、あらかじめ作成した警防計画により消火活動を実施する。

(3) 放射性物質の汚染除去

ア 事業所外運搬事故及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

市は、県その他関係機関と連携し、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力を求める。

また、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

イ 不法廃棄等事案の場合

放射性物質が発見された場所の管理者は、国、県、市、その他関係機関と緊密に連携し、警戒区域を設定し、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるとともに、当該放射性物質の除去等を行う。

この際、国、県、市その他関係機関は、必要な協力をを行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させるものとする。

3 原子力発電所事故対策計画

(1) 放射線量等の測定体制の整備

ア 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

学校等、市民の日常生活に密着する市有施設において空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとする。

イ 水道水及び給食食材の放射性物質検査体制の整備

水道水及び給食食材の放射性物質への安全性を確保するため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき、国、県と緊密な連携を取りながら検査を実施する。

ウ 農産物等の放射性物質検査体制の整備

農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査等に協力する。

(2) 除染基準及び除染マニュアルの整備

学校等の市有施設において放射線量が市の定めた基準を超えた場合は、除染を行うものとする。なお、除染の方法は、除染マニュアルによるものとする。

また、市民からの除染の相談に適切に対応するとともに、除染方法について指導するものとする。

(3) 市民等への情報伝達活動

ア 市民等への情報伝達

本部事務局、総合政策部は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対し十分に配慮するものとする。

イ 市民等からの問合せへの対応

総合政策部は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応するコールセンターを設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的、効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(4) 他県からの避難住民の受入れ

他県において原発事故が発生した場合の本市における避難住民の受入れについては、第4章「震災応急対策計画」第12節「避難計画」第2「避難所の開設・運営等」を準用する。

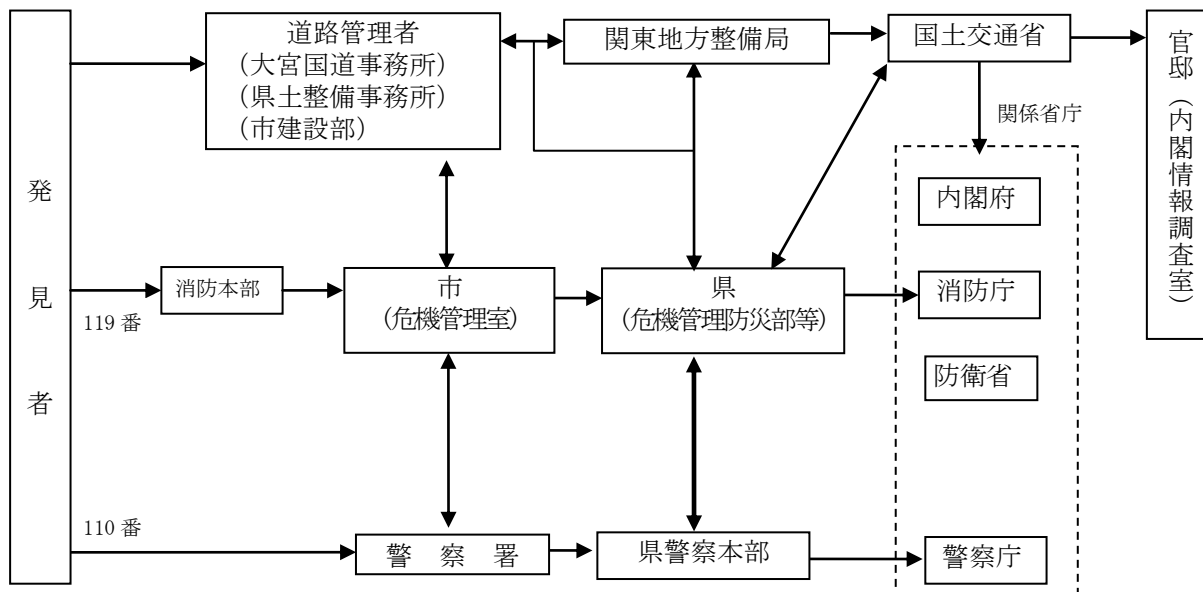
第5節 道路災害対策計画

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、消防部
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。この場合の情報伝達は次の系統で行う。



■道路災害の情報収集・連絡系統

(2) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うものとするが、特に以下の事項に留意し、応急対策を実施する。

(1) 救助・救急活動

消防部は、道路管理者その他関係機関と連携し、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等、適切な措置をとる。

(2) 消火及び避難誘導活動

- ア 速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。
- イ 必要に応じて、化学消防車及び化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。
- ウ 警察署等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円

滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

エ 自動車火災又は爆発を起こす可能性があるときは、速やかに自動車の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させる。

オ 自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

(3) 代替輸送

市、道路管理者、警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合等、必要に応じて、迂回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

(4) 危険物等の対策

市をはじめ、災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)、熊谷警察署

1 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生直後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害の拡大防止措置、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置を講ずる。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

(2) 市の活動体制

本部事務局は、事業者等から鉄道事故発生の通報を受けた場合、又は覚知した場合は、他の市町、警察等関係機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。あわせて、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うものとするが、特に以下の事項に留意し、応急対策を実施する。

(1) 救助・救急活動

集団的死傷者の発生が予想される場合、市は、事業者、警察その他関係機関等と連携して、救出が困難で、かつ、治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮しつつ、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。特に市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、延焼拡大防止を優先する。

(3) 乗客等の避難誘導

乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ウ 消防部は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者、警察と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。警察署及び市（市長公室危機管理室）等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定す

る。

エ 本部事務局は、鉄道事故発生により列車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等で、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合には、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

(4) 医療救護

医療救護活動は、広域的な後方医療機関への搬送体制を確保し、重傷者の救命を最優先として行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

第7節 航空機事故災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	東京空港事務所、自衛隊、熊谷警察署

1 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事故機を所有する事業者等は、航空機の墜落等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な処置を実施する。

(2) 市の活動体制

本部事務局は、市域において航空機事故発生 of 通報を受けた場合、又は覚知した場合は、他の市町、警察等関係機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。併せて、県に対し応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 応急対策のあらまし

災害の規模及び態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うが、特に、以下の事項に留意して、応急対策を実施する。

(1) 救助及び救急活動

集団的死亡者の発生が予想される場合、市は、事業者、警察その他関係機関と連携し、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等、適切な措置をとる。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。特に、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、延焼の拡大防止を優先する。

(3) 乗客等の避難誘導

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事故機を所有する事業者等は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所へ避難誘導する。

イ 警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者及び消防機関と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯への立入りを禁止するなどの措置を講じる。

ウ 消防部は、航空機事故が発生した場合は、事業者及び警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯への立入りを禁止するなどの措置を講じる。

エ 本部事務局は、航空機事故発生により危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等

で、災害現場周辺の住民の生命又は財産に危害が及ぶおそれがある場合は、警察署の協力を得て、付近の住民に対し、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

(4) 医療救護

医療救護活動については、広域的な後方医療機関への搬送体制を確保し、重傷者の救命を最優先として行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「救急救助・医療救護計画」参照

第 5 章 事故災害応急対策計画
第 7 節 航空機事故災害対策計画